附　則

（施行期日）

1　この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の輸出貿易管理規則別表第一及び別表第一の三による申請書については、当分の間、この省令による改正前の輸出貿易管理規則別表第一及び別表第一の三による申請書を取り繕い使用することができる。

○経済産業省令第三十六号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日　　経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第十四条の二　輸出令別表第一の一六の項（一）の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表（以下「関税率表」という。）第八四・五六項、第八四・五七項、第八四・五八項、第八四・五九項、第八四・六〇項又は第八四・六一項に該当するもの 二　関税率表第八五・二六項に該当するもの 三　関税率表第八五・四二項（第八五四・九〇号を除く。）に該当するもの 四　関税率表第八八〇二・六〇号、第八八・〇六項又は第八八・〇七項（第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品の部分品に係るものに限る。）に該当するもの 五　関税率表第九〇一四・二〇号又は第九〇一四・八〇号に該当するもの 六　関税率表第九〇二七・五〇号、第九〇三〇・二〇号、第九〇三〇・三二号又は第九〇三〇・三九号に該当するもの	（新設）

第二十八条　外為令別表の一六の項の経済産業省令で定める技術は、専ら関税率表第二五類から第四〇類まで、第五四類から第五九類まで、第六三類、第六八類から第九三類まで又は第九五類に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術とする。

附　則

（施行期日）

この省令は、外国為替令等の一部を改正する政令の施行の日（令和七年十月九日）から施行する。

○経済産業省令第三十七号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）の規定に基づき、並びに同令の規定を実施するため、貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日　　経済産業大臣　武藤　容治

貿易関係貿易外取引等に関する省令の一部を改正する省令

貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成十年通商産業省令第八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可の手続等） **第一条**　経済産業大臣の許可を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者　別紙様式第三による役務取引許可申請書 イ　法第二十五条第一項若しくは第五項又は令第十七条第二項若しくは第十八条第四項（役務取引に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者又は非居住者 ロ　（略） 三の二　令第十七条第三項又は第四項の規定により法第二十五条第三項第一号又は第二号に定める行為をすることについて許可の申請をする者　別紙様式第三の二による特定記録媒体等輸出等許可申請書 四　（略） 2・3　（略）	（許可の手続等） **第一条**　経済産業大臣の許可を受けようとする次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる様式による許可申請書二通を、経済産業大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） 三　次のイ及びロに掲げる役務取引を行うことについて許可の申請をする者　別紙様式第三による役務取引許可申請書 イ　法第二十五条第一項若しくは第五項又は令第十八条第四項（役務取引に係るものに限る。）の規定による経済産業大臣の許可を受けようとする居住者又は非居住者 ロ　（略） 三の二　令第十七条第二項の規定により法第二十五条第三項第一号に定める行為をすることについて許可の申請をする者　別紙様式第三の二による特定記録媒体等輸出等許可申請書 四　（略） 2・3　（略）